

議第38号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

滋賀県知事 三月大造

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条中「主要構造部を」を「特定主要構造部を」に改め、「耐火構造または」の右に「その

「
」
200平

主要構造部を」を加え、「（以下「耐火構造等」という。）」を削り、同条の表中

方メートル未満のもの	主要構造部が耐火構造等のもの 2メートル以上	「 」 200平方メー もの
	主要構造部が耐火構造等以外の構造のもの 2.5メートル以上	

トル未満の	(1) 特定主要構造部 が耐火構造または 主要構造部が1時 間準耐火基準に適 合する準耐火構造 のもの	2メートル以上
	(2) (1)に掲げるも の以外のもの	2.5メートル以上

に改める。

第22条第1項第1号の表を次のように改める。

建築物の構造	興行場等の客席部の床面積の合計による区分	屋外出入口の数
(1) (2) に掲げるもの以外のもの	200 平方メートル未満のもの	3
(2) 特定主要構造部が耐火構造または主要構造部が 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの	ア 400 平方メートル未満のもの イ 400 平方メートル以上 900 平方メートル未満のもの ウ 900 平方メートル以上のもの	2 3 4

第22条第1項第3号の表を次のように改める。

建築物の構造	客席部の床面積の合計に対する幅
(1) (2) に掲げるもの以外のもの	10平方メートルにつき 30センチメートル
(2) 特定主要構造部が耐火構造または主要構造部が 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの	10平方メートルにつき 15センチメートル

第32条中「建築物に」の右に「その特定主要構造部を耐火構造または」を加え、「耐火構造等」を「1時間準耐火基準に適合する準耐火構造」に改める。

第36条の3第1項および第2項中「模様替え」を「模様替」に改め、同条に次の5項を加える。

3 法第3条第2項の規定により第4条、第7条、第19条、第28条または第31条の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕または大規模の模様替であつて、政令第137条の12第6項の規定により特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるものをする場合においては、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第11条または第21条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替（次項および第6項において「増築等」という。）をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築（居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。）および改築については、増築または改築に係る部分の対象床面積（政令第137条の2の2第1項第2号の規定により当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。次項第1号イにおいて同じ。）の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第11条または第21条の規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル。同号イにおいて同じ。）を超えず、かつ、当該増築または改築が当該増築または改築に係る部分

以外の部分における避難および消火の安全上支障とならないものである増築または改築に係る部分

(2) 大規模の修繕および大規模の模様替については、当該建築物における屋根または外壁に係る大規模の修繕または大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

5 法第3条第2項の規定により第33条第2項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築等をする場合においては、同項の規定は、適用しない。

(1) 増築および改築については、次のアまたはイのいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、ア）に該当する増築または改築に係る部分

ア 次のいずれにも該当するものであること。

（ア）増築または改築に係る部分およびその他の部分が、増築または改築後において、それぞれ政令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分（次項において「独立部分」という。）となるものであること。

（イ）増築または改築に係る部分が、政令第137条の6の2第2項第1号ロの規定により同条第1項に規定する技術的基準に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合すること。

イ 増築または改築に係る部分の対象床面積の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第33条第2項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築または改築が当該増築または改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

(2) 大規模の修繕および大規模の模様替については、当該建築物における屋根または外壁に係る大規模の修繕または大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

6 法第3条第2項の規定により第9条、第17条、第22条から第25条までまたは第33条の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

7 前項の規定は、法第3条第2項の規定により第9条、第17条、第22条から第25条までまたは第33条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と読み替えるものとする。

第36条の4中「あるかまたは」を「ある建築物または主要構造部が」に改める。

第36条の5中「あるかまたは」を「あるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）または主要構造部が」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。